

## 【第1号議案】

### 「農地集積・集約化対策事業」への取り組みについて（案）

#### 《現行組合関連》

当町の農地は国の平成23・24年度実施「規模拡大加算補助事業」により利用権の設定を行い次の補助金を受けております。

・平成23年度 : 2,772,000円

・平成24年度 : 816,000円

(計) 3,588,000円

☆「規模拡大加算補助事業」による補助金2万円/反

☆ 現組合農地の中で一部除外農地がありました。

そうした中、国より今年度農地中間管理機構による「農地集積・集約化対策事業」の提示がされました。当施策がそのまま実施されると、「規模拡大加算補助事業」による利用権の解除、「農地集積・集約化対策事業」による新たな利用権の設定・補助金(36千円/反)の受領となりますが、現在その詳細・制限等が未定でありました。

ところが、過日県よりその取扱いの一部が提示(「地域集積協力金の交付の考え方(案)')されましたが、未だ不明瞭な事項が多く存在します。

つきましては、今後早急に関係機関等に照会を行い当方としては「一定の益」が見込めると判断できた段階で、上述手続き(利用権の解除、新たな利用権の設定等)を勧めたく、ご審議願います。なお、機構が示す「出し手」「受け手」の募集期間は、本年8月から9月です。

#### 【参考資料】

- ・地域集積協力金の交付の考え方【滋賀県農政水産部農業経営課】
- ・農地中間管理機構による「農地集積・集約化対策事業」の取扱いについて(照会)

## 《中嶋静子さん関連》

一昨年当組合が水農地プランを作成時、中嶋静子さんに今後の農業の取り組みについて確認した処、当時「凡そ平成27年度頃を目途に組合にお世話になりたい。」との返事を頂いております。

そうした中、今年度国より上述の施策が提示されており、市当局より照会内容の返答を得次第本人との話し合いを行いたく考えますが、その場で次の選択肢が考えられます。

ア. 今回の施策に乗らずこのままの状態を続ける。

イ. 組合に加入する。

中嶋さん支給予定額(国) → 耕作者集積協力金:  $2 \text{ 万円} \times 5,010 \text{ m}^2 = 100,200 \text{ 円}$

・加入時の主な負担金

(出資金:  $5,010 \text{ m}^2 \times 5 \text{ 万円} = 250,500 \text{ 円}$ )

(任意積立金:  $5,010 \text{ m}^2 \times \text{約} 5 \text{ 万円} = \text{約} 25 \text{ 万円}$ ) (計) 約 50 万円

・出夫可否の確認(結果的に地代が1反あたり12千円か16千円か20千円となる。)

・その他組合加入における詳細事項の説明と資料の配布等

ウ. 組合に加入しないが農地を組合で管理する。

中嶋さん支給予定額(国) → 経営転換協力金: 50 万円

・組合に対する負担金なし。組合に対する出夫なし。(但し、農排水路の清掃は?)

・本人に地代を支払う。(【参考】近江八幡市平均標準小作料: H25 10 千円/反)

今後本人との話し合いにおいて、基本的に上述の三つ選択肢を基に調整いたしたく考えますが、よろしいでしょうか。ご検討願います。

(参考)

中嶋静子さんの保有田圃の面積

・松本 561	1,990 m <sup>2</sup>
・丁田 622	3,020 m <sup>2</sup>
(計)	5,010 m <sup>2</sup>

差し替え分

2

以上

〔倉橋部町の農地は倉橋部町で守る!〕 〔次世代の為に新しい農業を構築しよう!〕

平成26年 月 日

近江八幡市 農業振興課

課長 万野 藤治 殿

農事組合法人倉橋部町グリーンファーム

代表理事 村地 佐紀雄

### 農地中間管理機構による「農地集積・集約化対策事業」の取り扱いについて(照会)

盛夏の候、貴殿におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の運営につきまして格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当町におきましては標記の件について積極的に鋭意取り組みたく考えておりますが、その取

り扱いにおける詳細において不明な事項が多く大変苦慮いたしております。

つきまして、(別紙)「農地集積・集約化対策事業」確認事項一覧 により質問事項を取りまとめましたので、ご返答の程宜しくお願い申し上げます。

なお、当町取り組みの都合上、    月     日までに書面にてご回答願いたく、申し添えます。

☆添付資料 「農地集積・集約化対策事業」確認項目一覧・・・質問7項目

以上

**「農地集積・集約化対策事業」確認項目一覧**

(質問1)

平成23・24年度農地利用集積円滑化事業により規模拡大交付金の交付を受け、その当該農地については利用権の設定を行っております。今回その農地を合意解約いたし、中間管理機構を通して利用権を設定いたしたく考えますが、以前交付を受けた規模拡大交付金の返金等何か問題がありますか。あれば具体的にご指摘下さい。

(質問2)

次の農地(2筆)について質問します。

地権者名	字名	番地	面積	内容
村地信夫	倉橋部 徳本	658-0	1,265 m <sup>2</sup>	規模拡大交付金申請時、市農業再生協議会の見解の相違により急遽規模拡大交付金の対象外となりましたが、現在利用権のまま設定済みです。 当方として利用権が誤って登録済みの状況でありますので、今回解除の上中間管理機構を通して利用権を設定しても良いですか。
村地忠治郎	倉橋部 前良	694-1	917 m <sup>2</sup>	当時農業委員会の指示により利用権の設定を行わないように指示を受けましたが、今回中間管理機構を通して利用権を設定しても良いですか。

(質問3)

当町では集落営農で一部農地を除き上記(質問1)の規模拡大交付金の交付を受けております。今般、規模拡大交付金の交付を受けていない農地に対し、中間管理機構を通して利用権を設定した場合、出し手に対し耕作者集積協力金、経営転換協力金の交付はされますか。

- ・耕作者集積協力金・・・農業は止めないか農地の集積・集約化に協力した場合 2万円/反
- ・経営転換協力金・・・経営の転換・リタイヤする場合の支援
  - 0.5ha以下 : 30万円/戸
  - 0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸
  - 2.0ha超 : 70万円/戸

(質問4)

当町の農地を中間管理機構を通して利用権を設定した後、当方(受託者)若しくは依頼者(委託者の都合により、利用権の解除は可能ですか。出来る場合具体的には契約締結後何年目から可能か。

また、その場合の費用等は。その他、何らかの制限等もあれば具体的に回答願います。

(質問5)

〔倉橋部町の農地は倉橋部町で守る!〕 〔次世代の為に新しい農業を構築しよう!〕  
当町の農地を中間管理機構を通して利用権を設定した場合、利用料0円の登録可能ですか。また、中間管理機構を通したて利用料の振替等に係る費用等を具体的に回答願います。

(質問6)

増加率の求め方について質問します。

$$\text{増加率(\%)} = \frac{\text{(農地集積の増加面積)} + \text{(利用権交換による集約化面積)}}{\text{(地域の農地面積)}} \times 100$$

- ①. (地域の農地面積)は当町が作成した人・農地プランで示した面積ですか。
- ②. 次の農地を(農地集積の増加面積)に含む事が可能ですか。
  - ア. 上記、(質問2)の農地2筆は可能か?  
また、この場合出し手に対し耕作者集積協力金の交付は可能か?
  - イ. 平成23年当組合が農業生産法人になる為4筆(約10反)利用権の設定を行いました。  
その農地の利用権を合意解約し、中間管理機構を通した利用権に変更設定は可能か?  
また、この場合出し手に対し耕作者集積協力金の交付は可能か?
  - ウ. 当町区域内の農地で当町外で居住されている農地が2筆(約6反)あります。今回の施策  
の趣旨に則り勧められた場合(農地集積の増加面積)に含まれるか?  
また、この場合出し手に対し耕作者集積協力金の交付は可能か?

(質問7)

当組合は今年度「農地集積・集約化対策事業」の受け手として申請いたしたく考えますが、審査の結果「地域集積協力金」の交付対象外となった段階で、取り下げは可能ですか。

以上